

# 第2回新市名称候補 選定小委員会会議録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 第2回新市名称候補選定小委員会

開催年月日 平成13年11月1日(木)

開催場所 高富町役場庁舎会議室302

小委員会委員定数 12名

開 会 午後2時30分

閉 会 午後4時00分

新市名称候補選定小委員会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 長 平 野 元

副委員長 河 口 衛 高 井 克 明

委 員 藤 岡 功 杉 田 實 男

三 井 怜 子 山 崎 雄 作

舩 戸 繁 俊 棚 橋 壽 子

高 瀬 茂 花 村 進

石 神 み ち 子

以上12名

新市名称候補選定小委員会欠席者

な し

新市名称候補選定小委員会事務局

事務局長 酒 向 隆

事務局職員 上 野 達 也 久保田 裕 司

土 田 浩 司

議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 議題

協議事項

協議第2号 新市名称候補募集要領及び選定方法について（継続協議）

確認事項

第3回小委員会開催日程等について

4 その他

5 閉会

午後2時30分 開会

事務局長 大変長らくお待たせいたしました。引き続きご審議を願うということで、お疲れでしょうけれどもよろしく願いいたします。

まず、会長の方からごあいさつをお願いいたします。

会長 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

きょうは、先程の合併協議会でご審議いただいた後ということで、大変ご苦労さまでございます。

先程の合併協議会でも平野委員長さんからごあいさつがありましたが、この新市の名称という件に関しては、慎重に対応せざるを得ないというような重大な課題ではないかと思っているわけですが、私、個人的な意見ですけれども、議会の議員さんの定数あるいは任期と、それからこの新市の名称というのは、この2つはかなりハードルが高く、また住民の方たちの関心度も非常に高いのではないかと、こんなふうに思っているわけですが、委員長さんもおっしゃったように、慎重になおかつ住民の方たちに十分な啓蒙をしていただいて、そして少しでも多くの方が喜んでいただけるような、また未来を語るようなすばらしい名前をつけていただいたら大変ありがたいなというようなことです。皆様方にそういうことをお任せしてどんどんやっていただきたい。というのは、何か無責任な言い方かもしれませんが、皆様方の英知を結集していただきまして、より良い方向で、また皆さんから、良かったなと喜んでいただけるような、そんな名前を考えていただけたら大変ありがたいと思います。

引き続きの会議で大変ご苦労さまですけれども、ご審議いただきたいと思います。私は所用がありますので退席させていただきますが、よろしく願いいたしましてあいさつに替えさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

その前に、委員長、ごあいさつをお願いします。

委員長 協議会に引き続いて、皆さんお疲れのところ、この小委員会をお願いするわけになったんですが、先程も申しましたように、新しい市の名称という皆さん非常に関心もありますし、将来にわたって我々が使う名称という、人間の名前と一緒に非常に大事なことです。

先だって第1回の小委員会でいろいろご検討、活発なご意見をいただいたわけですが、私も家へ帰りましていろいろなことを再検討してみますと、これは大変な仕事だなと思い

ました。公募の範囲ひとつとりましてもいろいろご意見を賜りましたが、こういったふうにもっていくのかというようなことで皆さんのいろんな考えもございませうで、またいろいろ検討しますと、ああいうふうにいったらこの場合は困るというような形もございませうので、その辺は行ったり戻ったりで結構だと思いますが、十分議論をしながら進めたいと思います。

今日は、何分委員会がスムーズに行きますようお願いしましてあいさついたします。よろしく申し上げます。

事務局長 では、議長から議事をよろしく願いいたします。

議長 お手元の方にレジュメといいますか、第2回の新市名称候補選定小委員会の資料があると思いますが、この協議事項に入らせていただきます。

協議第2号ということで、新市名称候補募集要領及び選定方法について、前回に続いての協議でございます。

そこで、前回お願いしましたが、いろいろご意見が出ましたのをいろいろまとめていただきまして、事務局の方で選定方法といいますか、新しく選定のための要領、選定方法について、お手元にありますように事務局で作っていただきました案がございますので、それをまず始めにご説明いただきまして、それからまた審議に入りたいと思いますので、最初に事務局の方から案につきまして、ご説明いただきたいと思ひます。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

先般の小委員会の議論を踏まえまして、さらに先進事例等の検討を重ねまして、事務局の方から、1つの案に固めてしまうということはどうしてもできなかったということでございまして、A、B、Cという3つの案をご提案させていただいております。

主な違いは、ご覧いただいてわかると思ひますけれども、公募の範囲がやはり一番大きな課題でございまして、A案につきましては、山県郡に今住民票等を有する者ということで、一番限定的なタイプでございます。B案につきましては、A案の住民の方のほかに、山県郡3町村に何らかの関係のある方ということで、多少拡大してございます。C案につきましては、基本的には全国公募といわれているやり方でございますけれども、趣旨としまして、山県郡に愛着や関心のある方に応募していただきたいという趣旨を添えたものとしてご理解いただければいいと、それぞれについてご説明を申し上げます。

A案でございますが、公募範囲を山県郡の住民の方だけということにいたします。こういったご意見が非常に多かったと思ひますけれども、課題のところにはメリット、デメ

リットと申しますか、こういったことが実際はありますという、想定される事態を提示してございます。山県郡住民に限るということになりますと、住民登録等の「等」といいますのは外国人登録のある方をどうするかという課題が1つございますので「等」と言いますけれども、有無の確認が必要になってきて、住民基本台帳、外国人登録台帳等との突合が必要になります。先般も申し上げましたが、その前にいつを基準日にするかということと、基準日の後あるいは表彰までの間に転出入があった者、住民の方の出入りがあった場合にはどのような扱いをするかという判断も必要になってきます。よく選挙等でこういったものが問題になりますが、どのような判断が必要になるかということでございます。

それから、これも先般課題として申し上げましたけれども、実際住民票はないのだけれども、山県郡に何らかの関わりのある、実家があるとか、勤務しているとか、昔住んでいたけれども今は住んでいないとか、将来住む気持ちだけれども今はまだ住んでいないという方々は応募したいんだけどできないことになります。

3番はやや極端な例かもしれませんが、どうしても関わりがあって、何らかの愛着があって応募したいという方の中には、例えば実家のお父さんの名前を借りてとか、おじさんの名前を借りて応募するという好ましくない事態も発生する可能性もあるのではないかとということもあります。

下の方を説明いたします。公募方法でございますけれども、これはやはり専用応募用紙というものが需要ではないかということです。これは住民の方が、通常どこからでもといいますか、例えば公民館なんかですと用紙に記入して応募できるような形が必要ではないかということで、専用応募用紙を作っていくということでございます。

そのほか、はがき、封書、封書と申しますのは任意の様式を書き入れる場合もあるでしょうし、専用応募用紙を入れて封書で出すという場合も勿論あります。それからファックスやホームページの中で応募できるようにしまして、応募していただくという方法もございます。ただし、封書、ファックス等、任意の様式による場合、専用応募用紙によらない場合は、例えば1枚の用紙に何百も名称候補を出された場合に、その扱いに困ります。そんな極端な方があるかどうかは別として、やはり考えざるを得ないということで、そういった場合はどうするか、何らかの規制が必要になるんじゃないかというふうに考えております。

1人何点でも応募可能とするというような自由な応募方式にしますけれども、同一人に

よる同一名称の応募は1点限り有効ということでございます。

周知方法につきましては、山県郡住民の方だけから、公募を求めるということであれば協議会だよりを全世帯に配布しておりますので、協議会だよりでとりあえずは十分ではないかと思っております。その他、高富には有線テレビで周知する方法等もございまして、こういった郡内に向けて発信する情報媒体だけで十分ではないかと思っております。

公募期間につきましては、やはり1カ月では考えるのに時間がやや短いかなということで、2カ月程度必要ではないかと思っております。

記載内容でございますが、当然のことながら新市の名称、それから読み方ですね。漢字の場合、読み方にいろいろ種類がございますので、読み仮名。それから、やはりその理由。どうしてこの名称にしたのかというのはどうしても書いていただきたい。それから住所、氏名、年齢、電話番号です。

選定方法につきましては、小委員会で10候補を選定というふうに書いてあります。その候補選定数を幾つにするかというのは事務局でもこれはという決め手があって10を選んでいるわけではございませんが、仮に10ではどうかということで、最終的に10候補を合併協議会に提出して決めていきたいというふうに提案しております。

選定基準でございますが、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称ということで、ローマ字はできれば採用したくないということでございます。

既存の市町村名、当然高富、伊自良、美山も含まない名称。これは、実際お話の中で公募制限にするかどうかということ事務局の中でも検討したんですけれども、公募制限ではなくて、選定の中でそれを考慮するとしておけば、せっかく例えば高富、伊自良、美山という名前がやはりいいんだということで応募されたものも無効にしないで済むということで、選定基準の中で一応示しておいて、結果、応募がどうなるかというのはわかりませんので、その応募を見ながら、選定基準も参考にしながら決めていこうという方式をとっているということです。

それから、先程からこだわっておりますが、名称の理由が明確なものということで、例えばイメージですけれども山県郡が地理的にイメージできる名称。山県郡の歴史、文化にちなんだ名称と、住民等の理想や願いにちなんだ名称ということで、名称の理由が明確なものを選んでどうかということでございます。

懸賞につきまして先般の小委員会の中でも実施した方が良いというご意見をいただいたかと思っておりますけれども、名付け親大賞として1名、要は新市の名称として決まったもの

に、その作品に応募された方の中から1名の方に、10万円分の商品券を差し上げるとしてあります。

その同じ名称に応募した人の中で、さらに10名以内ということで、10人の方に対して1万円分の商品券を差し上げるといことです。

さらに特別賞20名として、候補として10候補を選ぶと申しあげましたが、それに応募された方の中から抽選によって20名、5,000円分の地元特産品を差し上げるといこととございます。

こういった形で懸賞をやるとした場合にも、実際その方をお呼びして表彰式的なものも行うのかということが書いてございます。

次、B案。共通部分については省略しながらご説明申し上げますが、公募の範囲につきましては、山県郡の住民のほか、山県郡の関係者ということで、何らかの関わりがある方ということで、実際、住民については住民登録等の有無の確認が必要になるんですけども、関係者については、先般も申し上げましたけれども、真偽の判断ということはその方のプライバシーに非常に密接にかかわりますので、実質的に調査は不可能だと思われます。結果的には、実質的に制限なしになってしまうかもしれません。住民である方については名義貸しの恐れがあります。

応募方法につきましては、先程A案と同じでございます。

周知方法につきましては、やはり協議会だよりだけではなく、全国から見る事ができるホームページによっても、例えば高富町出身で東京に住んでいらっしゃる方が頻りに合併協議会のホームページを見ていらして、それを知ることができるということもありますので、ホームページでも募集をかけるということになります。

公募期間はやはり2カ月。

記載内容につきましては、ただ1つA案と違いますのは、住民以外の方については、山県郡とどういう関係があるんでしょうかということも併せて書いていただきます。

そのほか、その下、選定基準、懸賞につきましては、A案と同じでございますので、詳細な説明を省略します。

C案でございます。B案の検討を事務局でしている中で、結局制限をかけるというのは非常に難しいということが想定されるときにどうするかということをお考えのわけです。

C案の公募範囲としましては、制限はないんですけども、募集の趣旨あるいは公募範囲

の中で、山県郡に何らかの愛着を持っていらっしゃる方、関心のある方、もちろん住民の方も含むことになるんですけども、こういった方に応募していただきたいということを打ち出しながら、実質的には制限をかけないという方式があるかと思います。この方式ですと、全国に向けて情報発信しますので、全国PRが可能です。先程全国から視察にいらっしやると申しあげましたけれども、やはり全国的な宣伝効果が非常に高いものですから、PR効果があると思います。ただし、前回ご懸念がありましたけれども、懸賞目当ての応募があるという恐れがあります。結果的に、名付け親賞を与える方が郡内住民あるいは山県郡に関係のある方になるとは限らないということで、全国のどこの誰が賞をもらうかはわからない事態が発生するということです。

以下、応募方法、周知方法等につきましては、周知方法につきましてはB案と同じ。ホームページでも周知するとともに、情報誌等でも周知してはどうかということで、より広く全国に対して情報発信するというようにしてはどうかということでございます。公募の期間につきましては、ほぼ共通ということで省略させていただきます。

A案、B案、C案とご説明いたしましたが、前回私から申し上げなかったことで、皆様の中で誤解があるならば解いていただきたいと思うんですけども、公募は、これから小委員会の中で決めていただければいいことですが、多数決をとると、応募の多かったものから候補にするということが決まっているわけではまだないんです。ということをご理解いただきたいと思います。そういうように決めるというふうにここで決めていただければ、それはそれで1つの評価基準になるんですけども、今示している選定基準の中では公募が非常に多かったものの、上位10個を選ぶとはしていません。要は公募というのは皆さんから知恵をいただく。このメンバーだけでいるんな候補を出すのではなくて、その他の住民の方やあるいは場合によっては全国の方から知恵をいただいて、こんな名前はどうだろうかという1つの候補をいただくということで、もしその候補が皆さん見ていただいて、これならということであれば、それ1件、例えばそれに応募された方が1人であっても、候補としていただいても構わないこととなります。そうじゃなくて、さっき言ったように多数のものから候補にさせていただくということをご決めていただいても、それは構わないということです。私の方でどうしなきゃいけないということを言っているわけじゃなくて、そういった可能性がありますので、知恵をいただくと。その知恵をいただく範囲をどうするかというのが課題でございます。

議長 今、事務局の方からご説明いただきました。A案、B案、C案です。先だってい

ろいろご審議願いました結果をいろいろ踏まえながら作っていただきました案でございます。

来月には先進地視察もございますが、いろいろご意見をいただきながら、検討を重ねながら進めたいと思います。今日から小委員会でこの項目毎にいろいろ決めていくわけですが、私はこのすべてのものの意見を全部もらった段階で決まったということで、これを一つずつ、これが決まったということではなくて、という方法で会議を持っていきたいというように思っております。最後に意見が集まったところで全部出してもらって、それまでに一応決まったような形で進めていくと、そんな形で進めさせていただくという形にしていきますのでよろしく申し上げます。

それでは、今ご説明いただいたA案、B案、C案について、一番問題の公募の範囲について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。先般いろいろ県外の方、この山県郡の出身者や、山県郡へ働きに来てみえる方、いろいろそういった方は山県郡の住民だという話もございまして、その辺も踏まえてどういう形で持っていったらいいのかということがあります。

委員 いろいろ議長が言われたように公募範囲、初めは簡単かと見ておったんですけども、いろいろ話していくうちに、なかなか難しいものだなと思っております。私は先般自分らの市は自分たちで名前をつけてはどうかというふうなことを申し上げておりましたし、また山県郡内に職場を持っておられる人、いわゆるこの山県郡をよく知っておられる人も入れてと考えるおったわけですが、それでたまたまこの間も、子供たちに例えば伊自良には郵便局もあるんですよとか、高富はこういうふうですよということで、実際学校の先生方も自分らでもつくれるように、その先生方も入れたらどうかというようなことも思っていたわけですが、今この課題等のところは、いろいろと難しいのではないかなというふうに思いました。この中ですが、今後制限なしでいくと、そういうことはすべてクリアできるように考えております。

議長 ありがとうございます。

来月先進地に視察に参りますが、東かがわ市となったと聞いております。その辺も恐らく随分検討された結果など、その辺の意見も聞くという形の話になっている。そういうことになってみるとオーケーだとかいうことになるようなことが推測されますけれども、今事務局でいろいろ説明していただきました住民の確認というか、いろいろ問題は出てきますと大変な問題だなということをおもうんですが、ほかに、皆さんどうですか。

委員 私は先日、山県郡のことですからこの山県郡の方でどんどん意見を出し合ったらというふうな意見を言わせてもらったんですけど、先程言われたように、やはり、事務局の方も言われましたように、今回この公募は知恵をいただくということで、知恵をいただいてその中で私たちが決めさせていただくという形になると思うんですけど、そのためにA案、B案のこういう住民登録とかいろんなそういう手間を、知恵をいただくためにこんな手間をかける必要はないなと思います。できたら全国公募にして、皆さんからそういう知恵をいただいて、もう一つ全国公募にした場合に懸賞目当ての応募が多くなる可能性があるということがあるんですけど、これもちょっと前に見たんですけど、引田町、白鳥町、大内町の合併協議会の中で60%が全国からの応募だということなんですけれど、これを読んだら、懸賞ガイドを出してみえるんですね。懸賞ガイドという、そういうマニアの本があるので、それで全国的に出してみえるので、そのためにすごい数が集まったと思うんですよね。今回、そういうことをやらずに基本的なことに返って山県郡の住民の方々とか、愛着のあるの方々、山県郡に住んでみえる方でそういう方たくさん見えると思いますので、そういう方に周知をすれば、そんなめっちゃくちゃなマニアも減ると思いますので、周知方法を考えれば何とかそのことはクリアできないかなと思います。私は全国公募がいいと思いました。

議長 ほかのご意見はありますか。

委員 このA案、B案の山県郡の住民あるいはそれに関係という問題になってきますと、事務局の住民登録の有無とかいう、その事務手続きが大変であると。全国であればそういう手続きは要らないというような感じで、全国へPRができてという事務局のご説明であったかと思っておりますが、そういう点を踏まえながらやはり全国公募の方が全国へPRができてメリットがあるというようなふうに私は受け取りました。私は山県郡ですから山県郡に住んでいる者が一番関心を持ってほしいなという思いは今でもあります。

それで、先程協議会の方で話がありましたけれど、アンケートをとりました場合に、八千何ほ出して、約半分というのは関心がちょっとまだ低いんじゃないかなとかあるいはまだ反対だよとか知らなんだよとか変なことも出ているようですけれども、それを言われるにしてはちょっと関心が、このアンケートについては関心が低かったと思っております。

いずれにしても、皆さんからご意見をいただいて全国公募でやろうと、全国が一番無難な、事務的にはこれは、この書類を見る限りご説明いただく限りは郡内だと大変とい

うことですね。

事務局長 申し訳ありません。私のご説明が十分でなかったかもしれませんが、住民登録の有無を確認してということを行いました、確かにこれだけの事務が必要でございまして、確認が大変でございますけれども、できるとかできないとかいうことではございません。これも皆さんの総意があれば、それはそういうふうにして事務局の方で対応していくということで、ご理解をいただきたい。

委員 そういうことで、ちょっと私も言葉が不足したかもわかりませんが、住民で今おっしゃいましたようにやる方がいいんじゃないかと、えらいことじゃないんだとか、そういう問題ではないと。これはやっていただけるものだと思っておりますが、住民の場合はこの問題は必要であると、ついてくると。全国公募ならばそういう問題はないということなんですね。そういうふうに私も理解しております、そういうふうに申し上げたつもりですけど、ちょっと言葉が足らなかったかもわかりません。

事務局長 いえ、私の方が十分でなかったかもしれません。

それから、住民意識調査でございますけれども、50%弱の回収と申しました。この回収率が高いか低いかというのは、いろいろご意見があるんですが、ご参考までに、例えば町村の総合計画等のアンケートですね、そういったまちづくりの際に同じような問いかけのアンケートをしますと、やはり、高富町で45%程度でございまして、これは3町村と高富町の違いがございますので単純に比較はできませんが、若干上回っております、それほど悲観的な回収率ではないということです。私がこの断を下すということではございませんので、それは委員のご判断がどうのこうのということではございません。参考までに申し上げたわけです。

委員 言い方も悪かったかと思えます。

事務局長 あえて事務局の立場として申し上げました。特に低いとか高いとか良かったとか悪かったということではございません。只、これから重要なのは、いただいたものに対する分析でございまして、いろんなご意見が書いてございます。それについては、ご説明しましたように、またそれについて別途審議が必要になってくるかと思えます。

委員 ごめんなさい、変なことを言いましたですね。

事務局長 それから、私の方も説明を失念しておりましたけども、資料の5ページでございまして、先般各委員からも次代を担う小・中学生からの公募をということで、商工会の方でもご検討されているというお話などもいただいております、公募を依頼してはど

うかということで、これについては教育関係者の方にご意見をお聞きするということにいたしました。ひとつ懸念されたのは、小学校1年生ぐらいの方に例えば合併という概念、市町村という概念が、これらを果たして理解していただけるかどうかというのが心配だったということで、それを教育関係者の方にご意見をいただいたところ、それは担任の先生がそれなりにわかるように説明するから、何とかなるんじゃないかというご意見でした。

それからもうひとつは、授業の中で強制的に全員提出しなさいと、それから宿題的に何月何日までに全員が出しなさいというやり方はちょっと難しいんじゃないかということで、出したい子は出したい、要は1年生であれば理解できて出したい子が出すという方式なら授業に限らず教育の一環としても別に先生の裁量でやることはできるんじゃないかというご意見でした。これはあくまでも教育専門家のご意見です。3町村の小・中学生がみんな出すということでも差し支えないと、全員にそういう機会を与えると、応募の機会を与えることは差し支えないということです。

もうひとつは、参加賞を出してはどうかというご意見もあったんですけども、ただ、これにつきましては、3,000名を超える生徒数がありまして、先程も言いましたように、自由提出ということにいたしますので、例えば出してくれた生徒にだけ何かを与えるやり方は、教育現場で非常に難しいと。それで、3,000名ということになりますと、掛け算をしていただくとわかりますが、相当な経費が必要になります。従いまして、例えば100円の何かということであっても30万円の経費が税金から支出されるということになります。要は、出す出さないという区別をつけることのできない状態で生徒全員に何らかのことをすると、今の時点でまだ合併をすると、合併の是非についてもまだ決定されていない段階で、生徒に対して記念品的なものを出すということはどうかということを経務局でも検討してみました。ここがこうだという決定的なことではないですけども、これについてもご検討ください。

それから山県高校の生徒にも応募を依頼してはどうかという意見もございました。調べましたところ、山県高校に通っている山県郡の高校生は半数を切っておりまして49%です。これは岐阜市等周辺市町村から通ってみえる方も多くいらっしゃいまして、生徒全員にお願いするということはちょっと難しいんじゃないかと。あと、高校生であれば、一般の公募の方にも十分できるだけの社会的な知識もあるだろうと思われまますので、高校生については一般の公募になるのだろうかというところまでで、これも結論を出しておりません。あとは議長、お願いします。

議長 今までのご意見をいろいろ聞いておりますと、そんな山県郡の住民に制限しなくてもいいのかもわかりませんが、そういった県外の方でもいいというふうに、いろんな方が見えるわけです。そういう意味で、他県の方でもいいというようなふうにも思われますが、この後の応募方法にもよりますけれども、どんな方法でいったらいいのかなという、皆さんの大方の意見を踏まえた上でいかがですか。

委員 意見じゃないんですけれども、ちょっと参考にお聞きしたいんですけれども、篠山市は、これ今の申しました公募範囲は、隣の津田町、大川町、志度町も合併関係町住民というふうに対象に入っておりますけれども、こういうふうな中身は、住民登録をとられたとか、台帳を調べたとか、そういう経緯はあるわけでしょうか。それはわからないんですか。

事務局長 これについてはわかりません。申し訳ございません。今度視察に参りますので調べることはできますが。隣の津田町の方は、住民に対するアンケート調査の中で書いていたと思います。住民の方ということは明らかなんです。

委員 この前のアンケートの段階で、そういう項目も入れるというふうに、参考までに入れておいてもよかったかなとか、今思うんですけど。やっぱり、あの時点では早いですかね。住民意識調査に、そういう項目を入れるというのはあの時点ではやっぱり無理なんですか。

事務局長 やはりこういった小委員会の中でいろんな議論をしていただいて、協議会の場で判断していただく必要があるということで、ちょっと難しいんじゃないかと。あのタイミングでアンケートを出していくのであればちょっと無理ではないかなというように思います。

議長 小委員会で検討していく中で、初めてのことでありますので、先進地視察を踏まえた上で、意見等をいろいろ出していったらどうかということですので、その前に別の結論を出してもいいと思いますが。

事務局長 結論がひとつということはありません。小委員会の結果は協議会に委員長の方からまたご報告いただいた上で、例えば公募でやるとすれば公募にというふうなスケジュールになると思いますので、小委員会だけで動いていくということではありません。次の協議会が先程諮っていただいたように1月10日でございますので、それまでの間に小委員会として何らかの方向性を出せばいいかなと思います。どんどん遅れますと、公募に2カ月を要しますので、限界があるかなと思いますが、例えば今日もう結論を出さな

ければ次に間に合わないということはありませんので、次に1月までの間にあるいは視察を挟んだ中でご検討いただいても別に構わないかなと。ゆっくり、いろいろ皆さんお考えがあるとかあるいは持ち帰ってまたいろいろな方にご意見を聞いていただくというのもあるかと思しますので、それは構わないと思います。

委員 委員長さん、よろしいですか。

参考までに。私、伊自良の会議の時に、ちょっと皆さんにご意向を聞いてみたところ、大方の方は新市名称を何で全国から公募するんだというようなお答えも特に多かったと。だから、郡民だけで行くと。私はそう思うんですけど、いろいろ、今まで全員の方に当たったわけではございません。こういった面で非常にひっかかっております。でも、会議でもその便宜を求めて議論すると、そうでもない。大変難しいところもございます。

それから、もう一遍具体的に、事務局としてA、B、Cあるうちとしては、この処理についてもどの案がいいのかというのをお答えいただけるものかどうか。

事務局長 事務局からどの案がいいと言うことは何もございません。

ご質問ならば幾らでも調べさせていただきますし、今日お答えできなかったものについてはまた調べさせていただきます。

委員 結構でございます。

議長 第1回の小委員会で、簡単に考えれば地元のことは関係住民でいいかなと、極めて簡単に出了た訳なんですけれども、まずいろいろ検討しているとまあいろんな課題もあるんで、全国公募の方はまだいいよというふうなことですわね。それで、今まで各委員さんからいろいろ、二、三、皆様の発言がありまして、やっぱり全国公募と言っても、名古屋とか大阪とか東京とか、そういうようなところだと思んですけども、それにしてもそういう選別はできないので、全国でというようにもっていった方が極めて妥当性が強いだろうというような、大体の皆さんのご意見かと私は承ったんですが、時間もございませんで、とりあえずはこの公募の範囲については仮置きで悪いんですが、C案としまして、まだこれから変更もあっても十分いいわけですから、そんな方向で進めたらと思いますが、皆さんいかがですか。とりあえず全国公募というC案で進めたらどうかということにして、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 そんなことでとりあえず公募の範囲はC案で一応進めるということで、次の方へ進めさせていただきます。

その次は、順番で行きますけども、応募の方法ですね。これはいろいろA、B、Cありますけれども、ほとんど同じような形かと思っているんですが、何かご意見ございませんか。

ちょっとお尋ねいたします。この専用応募用紙というのは、そういうのを1回事務局の方へ送っていただいてもそれを採用するということですか。

事務局長 はい。それは1枚紙でして、チラシ的なイメージで、印刷するか、コピーするだけかはこれから考えますけれども、要は書き込むだけで、そのまま切り取るかそのままでも送っていただけるといふものです。町村役場を始め住民の方が来ていただけるところに置いておいて、あるいは、この協議会だよりに挟み込むような形で各ご家庭にまでお配りするというようなこともできると思いますので、その辺のことをお考えいただけると。

議長 そうですか。

ただ、何と言っても新市の名称ですので、徹底して皆さんに書いていただくのが一番第一義だと思いますので、こういった用紙がほとんど専用用紙ということになりますね。

事務局長 はい。住民の方になるべく届きやすいようにするというので、住民の方へ第一に届くようにするという考え方も専用用紙ということですよ。

議長 公募ガイドに載せますとどうなりますかね。懸賞等との兼ね合いもありますもので。

事務局長 公募ガイドというのに載せますと、ふだんいろんな公募をしようと思っていらっしゃる方がそれを見て応募するというのがございまして、先程ちょっと委員さんがおっしゃったようなことがあると。だから、ここでは一応C案の中で公募ガイドということで、先程藤岡委員のご意見はこれを省けばそういったマニアの方というのは除けるというようなご意見ですね。

委員 今回の新市名称の件のことで、やはりこの市を、市名を決めるということも大事だと思うんですけども、それと一緒にやはり住民の方々の意識というのもどんどんこれを使って高めていくことも必要だと思うんです。前回のアンケートで今まで関心のなかった人にちょっと関心が出てきたと思うんですけど、これを使ってもっともっと活発にみんなの関心度が、注目度が増すようにしたらどうかと思うんです。そのためには、とにかく1人何点でも応募可能というのはいいなと思いますし、1人の子が10個や何個か出して、いろんな方と俺はこういう名前にしたぜ、ああいう名前にしたぜということで、そう

いうしゃべる中にこの合併についての話が出るといいと思いますので、もう今の1人何点でも応募可能というのは、僕は賛成です。

あと、専用応募用紙も、例えば役場とかに置いていただいて、協議会の方でとりあえず1軒には1枚配るんですけど、その他の方が、家族の中でやりたいという方が見えれば役場の方にありますからということにしておけば、そちらへ行って書くというふうな形でいいんじゃないかなと思います。

事務局長 随所に、役場を始め公民館等に置いて、なるべく皆さん応募していただけるような形でいいかどうか。よって、経費などなるべくかけないで投函できるという形にはできると思います。ただ、どうしても行けないとおっしゃる方は郵送でということでは封書の中に入れて、あるいは何通か入れてやる方法もあるかなと。あるいはファックスでその用紙を送るという方法もあると思いますし。

議長 協議会だよりの折り込みの方がいいですね。

事務局長 そうですね。どんな形にするかまでは検討の余地がありますが、趣旨とかいろんなことを書く必要があると思います。

議長 そうですね。だから、家庭によってはみんなで応募すると。なるべくそういう方向でいったらというふうに思います。応募の方法、どうですか。ほかにご意見ありますか。

時間を急ぐわけではございませんが、今のご説明を確認した段階では、いろいろ検討してきたように思いますが、C案でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それではそういうことで、今のように決めさせていただきます。

それから、周知方法ですが、これも協議会だより、ホームページ、それから先程あったようなところでCCTとか、ここにあるほかにもいろいろご意見ございますか。

町、それから村ですね。それぞれの町村広報紙にいれるとか、これは町村の権限なのかと思いますが。

事務局長 一応考えたんですけども、協議会だよりは町村広報とセットで配布されておりまして、町村広報の届くところには一緒に協議会だよりが届きますので、その中に、多分先程言ったように専用応募用紙というものを挟み込まれますので、町村広報でなくてもいいのかなということであえて入れなかったんですが。これは町村広報の担当の方と調整が必要になってきますが。

委員 学校等はここに入るんですか。学校に、例えば子供さんたちの応募依頼を出すという場合ですね、この周知の方法というのはここに。

事務局長 別紙で付けております学校に依頼を出す場合には、教育委員会を通じて全学校に出しますので、そういうことは全く別の話です。これは一般の方ということで。

委員 それより町村が出しておる広報は載せておらん、何でだろう。

事務局長 セットで配布されますので、重複になりますので、あえて載せなかったということですね。どちらも紙面が限られておりますので、重複になるのがどうかということで載せなかったということです。載せられないとか、どうしてもだめとかそういうことではありません。

議長 それでは、周知方法につきましてはこのC案で進めさせていただきます。

またご意見があると、変更もあるということも含めて、とりあえず進めさせていただきます。よろしいですか。

事務局長 藤岡委員からご意見ありました公募ガイドもここには併記してあるわけですが、なるべくマニアを避けるために省略して、削除した方がいいんじゃないかというご提案もありましたので、この点についてもう一度審議していただきたいと。

議長 今藤岡委員さんからご提案あった公募ガイドを省略したら、懸賞マニアが減るというご意見ですが、公募ガイドには掲載しないということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、わかりました。

それから、次は公募の期間ですけど、これは前から大体2カ月程度ということで、余り集まってもまた困るでしょうし、1カ月では非常に短かろうと、2カ月ぐらいなら一番効果的だご説明があったわけです。どうですか。

(「異議なし」の声あり)

事務局長 すみません。先程の件で。

藤岡委員さん、この公募ガイドは確かにあったんですけど、情報誌等と、あとタウン情報とか、ああいうものありますよね。よく普通の住民の方が見られる。ああいうのも含めておっしゃってるんですか。

委員 僕は公募ガイドという、そういう本屋にある本当のよくマニアの方しか見ないようなものだけです。

事務局長 一般の方が見るものまでおっしゃってるわけじゃない。

委員 普通の一般の方が見られるタウン情報とかよく岐阜に出ているものなら、いいんじゃないですか、載せて。その方が宣伝になりますので。

事務局長 すみません、確認まで。

議長 それでは、公募期間は2カ月ということによろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議長 その次には記載の内容ですけども、これは、どの案も一緒だったと思うんですが、新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、あとは住所、氏名、年齢、電話番号ですね。

何か特別にあればご確認いただきたいのですが。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、記載内容につきましては各案も一緒ですが、大体このような形で進めるということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それから、その次の選定方法に行きますが、これもその事務局案では小委員会で10候補を選定し、最終的には協議会で決めるということですが、候補の数ですか。余り多くなっても恐らく大変だと思います。やはりこれは公募の数ですので、やっぱり先程話があったように私は、票数の多い方から順番に票を選ぶということではございませんので、皆様のご意見でこの名称の数は少ない方がいいだろうという名前は出していただいても結構ですし、その辺はまた小委員会でも十分検討していただくわけですが、数は10候補程度でいいかということなんですね。10よりもっと上がいいか、もっと少ない方がいいだろうとご意見がありますけれども、どうですかね。

委員 これを決める場合、公のこういう公開の場で決めるのか、そこら辺はどういうふうかというふうに思います。

議長 小委員会では名称候補を選定するための要領とか公募の案をつくるんですね。そして募集に入るわけですけども、そしてそれを、その段階で候補を10出します。それから小委員会の方へかけて、合併協議会にかけ、小委員会で候補を選ぶということですね。

委員 それで、その選ぶときには、今日のようなそういう公開で選ぶのか、それはどういうふうか。

事務局長 基本的に小委員会であれ協議会であれ、公開を前提としておりまして、特にプライバシーに係わることで、いろんな事情があって公開できないというものも想定され

ないわけじゃないんですけども、お話し合いの中で候補の選定がいろんな事情があるというふうに認識されれば非公開も考えられるのですが、今のところは特に非公開というふうなことは、事務局としては申し訳ないですけども考えておりませんので、皆さんのご意見があれば検討させていただいてもいいかなと思っております。

非公開にするというのは、住民の皆さんにそれ相当の理由を示さないと非公開にはできないということになっておりますので、この点をご理解いただきたい。

議長 10種類の名称候補を選んでもらって。このうちから一つの名称になっていくということですね。

事務局長 応募された名称等のことについては、まだ今どういう形で示せるかまでは検討しておりません。理由まで全部明記したものを提供できるかどうかといいますと、やはりちょっと字数的に、資料的に難しいかなと思われます。ただ、ご覧になりたいということであればご覧できるようにはしたいと。

委員 同じ名前の数が多いから決めるわけじゃないでしょう。これはふさわしいなという名称が選ばれるのだらうと思います。

事務局長 先程私申しましたのは、別にこういうふうにしなきゃいけないというふうに申し上げた訳じゃないので、結果的に数が多いということもひとつの参考要素にはなるかもしれないですね。結果を見ないとわかりませんが、それは圧倒的にこの名前が多かったということであれば、多数決ということではないんだけど参考にせざるを得ないということもあるかもしれないですし、やっぱりこれは結果を見ないとわからないという部分だと思っんで、今の時点でどうかというのはわかりません。少なくとも多数決ではないということぐらいは、それでもよろしいかなということはどうでしょうかということです。

議長 締めたところで事務局の方で一覧表をつくっていただいて、そこで皆さんのご意見で選定していくというようなことになるんですが、そういった関係で、数の多い中でそういう優秀な名前があるのが一番、住民の皆さんに納得していただくような感じなんですけども、一概にそうはいかんとおもいますが、やっぱりこういう応募するわけですから、数の多い意見がそういった多数の皆さんのご意見というものがかなり尊重されていくんだなと思っますんで、そういう名前が、ふさわしい名前が出てくればいいんですが、選定候補を10の候補でいこうということでもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それからあと、選定基準でございますけども、これはA、B、C案違いませんの

ですが、1番の読みの問題、2番は既存の市町村名でない名称、これを使わないということを選定基準にうたっているという。あと、この地理的イメージとか歴史文化とかいろんな問題についてはどうも勉強不足であまりよくわからないんですけど、そういうのも確かに大事だろうということで、選定基準はA、B、Cの、この原案の事務局案ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 あとが一番最後になりましたが、懸賞でございます。先程事務局から言われましたように、全国公募ということになりますと、名付け親賞は山県郡に在住している方以外にもあり得ることは当然ある訳でしょうね。それはやむを得んということですが、そういうことでこの名付け親賞。

あと名付け親大賞と名付け親賞、それから特別賞というのが、それでこんなことかなという感じに私は思うんですが、皆さん、ご意見ございますか。

委員 全国から公募した場合、どこの県の方が大賞になられても、それは日本人ということで、ここでは絶対にそれ以外じゃあだめよと言ったら名称も変わってくるということがあります。

議長 山県郡に愛着があるとか関心があるということについて、そういうふうに解釈すれば県外の方でもそれが山県郡にいらっしゃっても差し支えなからうかというように言われますけども。それなりでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、選定基準もこの事務局案のように進めさせていただきます。

一応といいますと、公募範囲から懸賞に至る各項目について委員の皆さんから活発なご意見いただきまして、概ね今日のところでの案を一応決めさせていただきました。しかし、今後も視察等にも出ていただけたらと思いますが、そういったところをいろいろご意見いただきながら、その間にいろいろ皆さん方ご研究をしていただきまして、いろんなご意見もあろうかと思えます。その辺のところは、がんじがらめということなしに一応仮置きということで、今日のところはしていただきまして、もう一度ご審議願おうということで進めたいと思っております。

事務局長 誠に申し訳ないですが、懸賞のところでは課題のところには表彰式とかというところがあります。実は早くここでご提案申し上げるのは、その後の小・中学生に参加賞というか記念品的なものを含めて、来年度予算案の計画をそろそろ我々も考えなくちゃいけ

ないということで、もし例えば名付け親大賞の方1名を何らかの形で記念式典にお呼びして表彰をやるということであれば、その方に来ていただく費用弁償等も計上しなくてはならないということもありますし、どっちにしてもどんな形でやるかは別にしまして、何らかの予算措置が要るものであれば、予定しておきたいというのをございまして、ご意見を賜れば、今の時点で決めるということじゃないんですけれども、検討しておく必要がありますので、全国公募になりますと。極端な話、北海道の方が当選されるかもしれませんので。

議長 費用弁償も必要になりますが、これは表彰そのものについては協議会で決定することかも知れませんが、小委員会としてはせつかくというか、名付け親大賞を決めるわけですので、いろいろそういった式典のときに表彰していただくというふうに私は思うんです。皆さん、どうですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それは表彰するということですね。

事務局長 最大限、予算的には組ませていただいて、もちろんその後で協議会等でまたご意見があって変わるようであればやむを得ないと思います。ご招待する方向でということで予算を組まさせていただきます。

小・中学生の応募依頼についても、もし今日何かご意見を賜れば、先程私の方で言いつ放しになっておりますが、ご意見いただきたいと思います。

議長 教育委員会を通じて各小・中学校に依頼をしていただいて応募していただくということですし、参加賞とかそういったものについてはこの一般の懸賞で対応するというようなことで、そういうような形で山県高校も同じように、そういった形でいいかと思いますが。

事務局長 山県高校については例えば専用用紙を置くということは多分構わないと思うんですが。特に高校として応募していく、小・中学校と同じように応募していただくことはちょっと無理があるんじゃないかなというように思いますので、ほかの一般の方と同等に高校生は扱わせていただきます。

参加賞の方も絶対出さないとか、予算がないという話じゃなくて、いろいろ考えますと、物を渡して出していただくというの、なかなかいろんな制約があるなというふうに事務局の中では検討したということにして、全然そんな話にならないということではないということで、ご理解いただきたいと思います。

委員 小学生の場合は、やはり教育委員会の方のああいうのもありまして、それで先程おっしゃいましたように、小さい子にも全部に必ず出さなきゃという提案はもちろん出していらっやらないし、教職員の方はそういうことはなおさらないと思っておりますが、そういう点でも結局これはねとか、そういうことは言われんとは思いますが、

委員 美山町にいわ桜小学校がありますが、あのときの応募方法とか、そういうものはあるんですか。

副委員長 私も余り詳しくは知らないんですが、町の広報誌に掲載して、これだけだと思いますが。ただ、地域住民というふうには限定してなかったと思うんですが、たしか採用された方は、町民の方ではなかったと思いますが、教職員の方のお子さんか、そういうふうで美山町の住民ではありませんでした。

事務局長 事務局の方で美山町の方から資料をもらいまして、調べた上で提供させていただきます。

議長 時間も来ましたので、活発なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。新市名称の募集要領、選定方法等について、今日の段階でご決定を賜ったわけですが、これからいろいろ先進地の視察等ございますし、時間も若干ございますので、よくご検討賜りたいというふうに思ひまして、また視察が終わった段階で皆さんにお集まりいただいて協議して、そして小委員会を開いて協議会に諮っていくような感じで小委員会の最終的な案にしたいというふうに考えておりますので、よろしく願ひします。

きょうは2つの会が続きましたとお疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局長 次回第3回小委員会の日程をお決め願ひたいんですが。

暫時後

議長 12月11日火曜日午後1時30分から、第3回の小委員会を開催するというところでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、12月11日火曜日午後1時30分からということですのでよろしく願ひします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会